

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ及びとよなか国際交流センターに設置する防犯カメラの管理及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、犯罪の未然防止と犯罪発生時の迅速な対応等のため、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（以下「すてっぷ」という。）及びとよなか国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）に設置する防犯カメラ（以下「ITVシステム」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ITVシステム 犯罪の未然防止と犯罪発生時の迅速な対応等のため、すてっぷ及び国際交流センターに設置する録画機能を有する撮影機器をいう。
- (2) 画像データ ITVシステムにより撮影・録画された映像情報をいう。

(設置)

第3条 ITVシステムの設置施設、作動時間、台数及び撮影範囲は別に定める。

- 2 ITVシステムを設置する箇所に、ITVシステムを設置している旨及び設置者を表示するものとする。
- 3 画像データは、撮影された個人が特定されることがあるため、保有個人情報に該当するものとして、個人情報の保護に関する法律に基づく取扱いをしなければならない。

(管理責任者)

第4条 ITVシステムの適正な管理及び運用を図るため、ITVシステムの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、市民協働部人権政策課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、ITVシステム及び画像データを適正に管理し、ITVシステムの設置目的以外の目的に利用してはならない。
- 3 管理責任者は、画像データの漏えい、紛失等がないよう必要な措置を講じるとともに、指定した職員以外の者にITVシステム及び画像データを取り扱わせてはならない。

(画像データの管理)

第5条 画像データは、記録装置により記録媒体に記録する。

- 2 画像データは、加工、編集等を行わず、記録したままの状態記録媒体へ保存する。
- 3 画像データの保存期間は、概ね20日間とする。
- 4 画像データの保存期間を経過した場合は、再利用し、上書きすることにより

当該画像データを消去するものとする。

- 5 記録媒体は、盗難及び紛失を防止するため、施錠することができる場所に保管するものとする。
- 6 記録媒体は、次条第2項に定める場合以外には再生しないものとする。
- 7 記録媒体を廃棄する場合は、破碎や裁断等を行い、画像データを消去するものとする。

(画像データの再生及び外部提供の制限)

第6条 画像データは、管理責任者が事故、犯罪等を確認するため必要があると認める場合に限り、再生するものとする。

2 画像データは、次の各号に掲げる場合を除き、外部に提供しない。

- (1) 法令に基づく請求があった場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合（ただし、捜査機関が画像データの提出を求める場合は、警察署長等からの文書によるものとする。）
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (4) 本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

(指定管理施設の措置)

第7条 指定管理施設における ITV システムの管理及び運営に関する事務の全部又は一部を当該指定管理施設に係る指定管理者に行わせる場合は、協定書等の規定により個人情報の保護に関し十分な措置を講じるよう求めるとともに、この要綱の目的を遵守するよう義務付けなければならない。

2 前項の規定により、ITV システムの管理及び運営に関する事務の全部又は一部を当該指定管理施設に係る指定管理者に行わせる場合は、管理責任者が必要であると認めるときは当該指定管理施設を実地に調査し、又は ITV システムの管理及び運営の状況に関し指定管理者に報告を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民協働部人権政策課長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年12月4日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

防犯カメラの設置施設、作動時間、台数及び撮影範囲

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ及びとよなか国際交流センターに設置する防犯カメラの管理及び運営に関する要綱第 3 条第 1 項の規定により、別に定める防犯カメラの設置施設、作動時間、台数及び撮影範囲は下記のとおりとする。

設置施設	作動時間	台数
とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ	終日 (24 時間)	15 台
とよなか国際交流センター	終日 (24 時間)	14 台

撮影範囲			
5-1	エレベーターホールの出入	6-1	エレベーターホールの出入
5-2	ロビー	6-2	事務室の受付
5-3	階段 3 の出入	6-3	展示ギャラリー1 の出入
5-4	廊下 1 の出入	6-4	展示ギャラリー2 の出入
5-5	廊下 2 の出入	6-5	展示ギャラリー3 の出入
5-6	廊下 3 の出入	6-6	ロビー1
5-7	多目的コーナー	6-7	ロビー2
5-8	印刷コーナー	6-8	授乳室前廊下
5-9	情報ライブラリーの出入	6-9	ワークステーション
5-10	情報ライブラリー	6-10	交流情報サロンの出入
5-11	情報ライブラリー	6-11	プレイルーム 1
5-12	エスカレーターの入出	6-12	プレイルーム 2A
5-13	情報ライブラリー受付	6-13	プレイルーム 2B
5-14	事務室の受付	6-14	エスカレーターの入出
5-15	事務室、相談室及び階段室への出入		